

大阪府立三国丘高等学校吹奏楽部OB・OG会会則（最近改正令和4年4月30日）

（名称・目的等）

第1条 本会は、「大阪府立三国丘高等学校吹奏楽部OB・OG会」と称する。

2 本会の所在地は、堺市堺区南三国ヶ丘町二丁2番36号新三丘会館（三丘同窓会内）とする。

3 本会は、会員相互の親睦及び大阪府立三国丘高等学校（以下「母校」という。）吹奏楽部の活動を支援することを目的とする。

4 本会則は、本会が前項の目的を達するために必要な事項を定めるものとする。

（会員）

第2条 母校吹奏楽部（ブラスバンド部を含む。以下同じ。）に所属経験を有する者（以下「有資格者」という。）は、本会の会員となる資格を有する。

2 有資格者は、満18歳に達した日以後における最初の4月1日をもって会員となる。ただし、有資格者が会員とならない意思を表した場合を除く。

（会長、統括副会長及び特命担当副会長）

第3条 本会に、会長及び統括副会長を置く。

2 会長は、本会の事務を統括する。

3 統括副会長は、会長を助け、本会の事務を整理する。

4 会長は、必要に応じて特命担当副会長を置くことができる。

5 特命担当副会長は、会長の命を受けた事務（以下「特命事務」という。）について、会長を助け、当該特命事務を整理する。

（事務局及び企画局）

第4条 本会に、事務局及び企画局を置く。

2 各局に局長を置く。

3 局長は、会長及び統括副会長の命を受け、局務を掌理する。

（会長代行）

第5条 会長がその職務を遂行できないときは、統括副会長が代行する。

2 会長及び統括副会長が共にその職務を遂行できないときは、事務局長及び企画局長が協議して会長の職務を代行することができる。ただし、この場合においてその期間が長期に及ぶことが見込まれるときは、事務局長は速やかに総会を招集しなければならない。

（事務局）

第6条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 総会の開催に関すること。
- 二 会員の動静に関すること。
- 三 会計に関すること。
- 四 他の局の所管に属しない事務に関すること。

（企画局）

第7条 企画局の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 母校吹奏楽部の活動支援に関すること。

二 会員に対する情報発信に関すること。

三 年間行事予定の企画及び開催に関すること。

（会費の徴収）

第8条 本会は、会員から徴収した会費及び本会が主催する事業の参加者から徴収した参加費（以下「会費等」という。）によって運営するものとする。

（総会）

第9条 会長は、1年に1回総会を開催するものとする。ただし、社会情勢その他の理由により、総会を開催しないことが適当と認められる場合は、この限りではない。

2 会員は、総会に出席し議事に参加する義務を負う。

3 総会は、当該年度の会費を納入した会員（以下「有権会員」という。）総数の10分の1以上かつ20人以上の有権会員の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず総会に出席できない有権会員のうち、あらかじめ事務局に信書、電子メールその他の方法により当該総会の議事について議長その他の有権会員に委任すること表した者は、出席とみなし、被委任者（被委任者が欠席したときは議長）と同一の意思を表するものとみなす。

（議長の選出及び議事の進行）

第10条 総会は、開催にあたり最初に出席有権会員の中から議長を選出しなければならない。

2 議長は、議事を進行するにあたり、議案を提出した会員その他の会員の意見を求めた後、当該議案を議決しなければならない。

3 総会の議事は、この会則に特別の規定がある場合を除いて、議長を除く出席有権会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

4 事務局は、総会の議事録を有資格者に対して公開しなければならない。

（役員を選出及び任期）

第11条 会長は、総会の議決によって選出する。

2 会長の任期は、翌年4月1日以後における総会の議決によって新たに会長が選出されるまでとし、再選を妨げない。

3 会長の候補者は、自ら立候補した会員又は他の会員から推薦を受けた会員とする。

4 会長の候補者が3人以上いる場合で、1回目の投票で過半数を得た者がいないときは、上位2人により決選投票を行う。

5 統括副会長及び特命担当副会長（以下「副会長」という。）並びに局長は、総会の承認を得て会長が任命する。

（総会の招集請求）

第12条 会員は、10人以上の連名により、事務局に対し会長の解任のための総会の招集を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、事務局は速やかに総会を招集し、3分の2以上の多数により会長を解任する。

（出納）

第13条 事務局長は、会費等を現金又は本会名義の会費等専用の預貯金口座で管理しなければならない。

2 会長は、本会の活動に必要と認めるときは、会費等から支出することができる。

3 事務局長は、会費等に出納があった場合は、日時、金額及び理由を記録すると共に、領収書又は領収書控を保存しなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第14条 本会の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第15条 本会に監査役を置く。

2 監査役は、総会の承認を得て会長が任命する。

3 監査役は、会計年度ごとに会費等の残高及び出納記録を監査し、その結果を総会において報告し承認を得なければならない。

4 前項の規定による承認が否決されたときは、監査役の総会による承認が取り消されたものとみなし、会長は、総会が指定した者を新たに監査役に任命しなければならない。

(役員会)

第16条 会長、副会長及び局長で構成する役員会を設置する。

2 会長は、必要に応じて役員会を招集し、特命担当副会長及び局長から担当事務について報告を求めるものとする。

3 役員会は、当該年度の予算案及び事業計画案を総会に提出し、総会で議決した成案に従い本会の事業を推進するものとする。

4 第9条第1項ただし書の規定により総会を開催しない場合又は緊急を要し総会における議決を得る暇がないと認められる場合は、役員会は、必要最低限の議案を専決することができる。ただし、この場合において、役員会は、インターネットを通じて議案を公表するなどして広く会員から意見を求めた上、総会において事後の承認を得なければならない。

5 前項ただし書の規定による承認が否決された場合は、会長の解職請求があったものとみなす。

(実行委員会の設置)

第17条 役員会は、本会が事業を主催するにあたり、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会は、役員会の承認を得た当該事業の実行計画案に従い、当該事業を遂行するものとする。

3 役員会は、実行委員会の活動状況を総会において報告し、承認を得なければならない。

4 前項の規定による承認が否決された場合は、会長の解職請求があったものとみなす。

附 則

1 この会則は、平成25年8月18日から施行する。

2 三国丘高校ブラスバンド部OB会会則(平成7年5月7日施行)は、廃止する。

附 則(平成31年4月27日一部改正)

この改正は、平成31年4月27日から施行する。

附 則(令和4年4月30日一部改正)

この改正は、令和4年4月30日から施行し、改正後の大阪府立三国丘高等学校吹奏楽部OB・OG会会則の規定は令和2年4月1日から適用する。